

札監指第 1251 号  
令和 3 年（2021 年）1 月 13 日

社会福祉法人 理事長 各位

札幌市保健福祉局監査指導室長

### 社会福祉法人の設立・運営等に係る手続における押印の廃止について

平素から、本市の指導監査にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでも貴法人にご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めており、今般、これらの一環として、社会福祉法人の設立・運営に係る手続について所要の見直しを行うため、別添のとおり関連通知の改正が行われたところです。

この度の改正趣旨を踏まえ、別添関連通知に直接盛り込まれていない届出書類等を含め、従来から監査指導室宛てに提出している文書の押印等については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 押印の取扱い

別添の関連通知のとおり、監査指導室に提出する文書の押印については、原則廃止します。

#### 2 留意事項

##### (1) 役員等の選任手続の際に徴収する文書の取扱い

役員等の選任手続に当たり徴収する「就任承諾書」及び「欠格事由に該当しない旨の誓約書」は、法人設立時に所轄庁に提出するほか、法人設立後の役員等選任の際にも備える必要があるものですが、これらについては、文書作成者の真正性や文書作成の真意確認、文書内容の真正性を担保する観点から、従来どおり押印等が必要なものとします。

(2) 理事会及び評議員会の議事録に係る押印等について

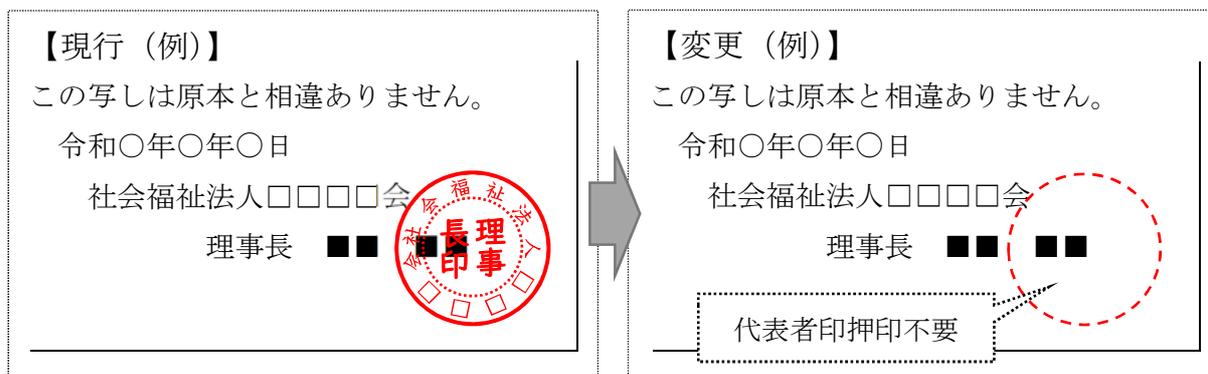
この度の押印の見直しは、社会福祉法人が行政に提出する文書に関するものであり、理事会及び評議員会の議事録に係る役員等の押印等については、法律上の整理等が必要となることから、今般の見直しの対象とはなっていません。

また、法人の内部書類や民民の契約関係等に関する書類については、各法人の判断により、引き続き押印することを妨げるものではありません。

(3) 原本証明について

各種申請・届出等に添付する議事録（写）等の原本証明に係る代表者印等の押印については、原則どおり廃止としますが、原本証明自体を廃止するものではありません。

原本証明が必要な文書については、従来どおり「原本と相違ない」旨記載してください。



### 3 関連通知

- (1) 「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について（令和2年12月25日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- (2) 「会計監査及び専門家による支援等について」の一部改正について（令和2年12月25日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）
- (3) 「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について」の一部改正について（令和2年12月23日付け社会・援護局福祉基盤課長通知）
- (4) 社会福祉法人の設立・運営に係る手続における押印の廃止について（令和2年12月25日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）